

1 個人情報の本人収集の原則の適用を除外する事項（条例第7条第3項第8号）

類 型	本人以外から収集する理由又は必要性
<p>(奨学金貸与関係)</p> <p>実施機関が奨学金事業を的確に行うために、本人以外から他の奨学金の受給状況等を調査する場合</p>	<p>実施機関が行う奨学金事業の中には、他の奨学金との併給を認めていないものがあるが、併給防止を徹底するためには、申請者に係る奨学金の併願及び採用状況を正確に把握する必要がある、本人からの収集のみでは、情報の正確性を確保することができず、事務の遂行に支障を生ずるおそれがある場合があることから、本人以外（奨学金等の申請窓口となっている本人の在学する高校・大学等）から収集することが必要な場合がある。</p>
<p>(情報公開・個人情報保護審査会意見)</p> <p>本人以外から奨学金の併願状況等の情報を取得する場合があることを、募集案内等に明記するなどして、本人に周知すること。</p>	

2 個人情報の利用及び提供の制限の適用を除外する事項（条例第8条第1項第9号）

類 型	利用及び提供する理由又は必要性
<p>(民間団体等が行う育英事業に関する照会への対応)</p> <p>育英事業を的確に行えるよう、実施機関が行う奨学金の貸与状況を日本育英会等に提供する場合</p>	<p>民間団体等が実施する奨学金事業等の育英事業の中には、他の育英事業との併願を認めないなどの条件が付されている場合があるが、篤志等による育英事業が実施されるに当たり、本人から事業主体への情報のみでは正確な情報が収集できない場合がある。育英事業全体の効果を上げるためには、必要と認められる範囲内でこれらの実施主体に情報を提供することが必要な場合がある。</p>
<p>(情報公開・個人情報保護審査会意見)</p> <p>類似の育英事業を行う事業者に対し、奨学金の応募や採用状況等の情報を提供する場合があることを、募集案内等に明記するなどして本人に周知するとともに、提供先における個人情報保護体制の確認を行うなどの措置を講じること。</p>	

3 オンライン結合による提供の制限の適用を除外する事項（条例第9条第2項第3号）

システムの名称	提供する個人情報の区分	提供先	オンライン結合により提供する理由又は必要性
一般旅券発給事務	一般旅券発給申請者	国（外務省） 都道府県	<p>旅券の二重発給を防止し、発給事務を迅速かつ的確に進めるためには、全国で一元的なオンライン（旅券発給管理システム）の利用が必要である。</p> <p>提供先は、国等に限定されており、専用回線の使用、データの暗号化、端末操作記録の保持、システム業務従事者の権限管理等の保護措置が講じられている。</p>